

規 則

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

埼玉県人事委員会規則二四―二

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職管理に関する規則（埼玉県人事委員会規則二四―一）の一部を次のように改正する。

第十四条第二号及び第三号を次のように改める。

- 二 学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年埼玉県条例第三十三号）別表第五に定める職務の級四級の職（平成二十八年三月三十一日以前の職については、学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成二十八年埼玉県教育委員会規則第九号）による改正前の学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年埼玉県教育委員会規則第十二号。以下「旧学校職員初任給規則」という。）別表第一に定める職務の級四級の職）（県立の高等学校又は特別支援学校の校長の職に限る。）
- 三 学校職員の給与に関する条例別表第六に定める職務の級四級の職（平成二十八年三月三十一日以前の職については、旧学校職員初任給規則別表第二に定める職務の級四級の職）（県立中学校の校長の職に限る。）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。